

Mitsui Outlet Parkカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が三井不動産株式会社(以下「三井不動産」という)と提携して、三井不動産の関連会社の運営するアウトレットモールの利用者向けに発行するクレジットカードをMitsui Outlet Parkカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

お客様が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードの利用を認めた方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。

第3条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第4条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。